

概 要

審査請求人（以下「請求人」という。）に残存する障害は、障害等級第 9 級に該当すると
して、障害等級第 12 級として認定した原処分を取り消した事例

要 旨

1 事案の概要及び経過

請求人は、平成〇年〇月〇日、会社へ出勤後、更衣室へ向かう途中に転倒し頭部を打撲
したため、受診したところ「頸椎捻挫、左側頭部挫創、左肩関節・肩甲骨打撲症」と診断
され、加療の結果、同年〇月〇日治癒した。

請求人は、治癒後、障害が残存したとして、監督署長に障害補償給付の請求をしたと
ころ、監督署長は、請求人に残存する障害は、労働者災害補償保険法施行規則別表第 1 に定
める障害等級（以下「障害等級」という。）第 12 級に該当するとして、同等級に応じる障
害補償給付を支給する旨の処分をした。

2 審査請求の理由

請求人は、本件審査請求の理由として、今回の労働災害により首と左肩に障害が残り、
このことは、主治医の診断書にも記載されているのであるから、障害等級第 12 級「上肢の
3 大関節中の 1 関節の機能に障害を残すもの」及び障害等級第 9 級「神経系統又は精神に障
害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの」の決定を求めるとし
ている。

3 原処分庁の意見

監督署長は、要旨、次の意見を述べている。

- (1) 外見上、頸肩部に著変は認められなかった。
- (2) C 3/4、C 4/5、C 5/6 で著しい頸髄の狭窄を認める。
- (3) 頸部に可動域制限が認められるが、せき椎圧迫骨折等又はせき椎固定術が認められず、
軟部組織にも明らかな器質的变化が認められないため、疼痛による運動障害であると判断
した。
- (4) 頸髄狭窄に起因しての頸部及び左上肢にがん固な疼痛等神経症状の残存を認める。
- (5) 以上から本件は、障害等級第 12 級「局部にがん固な神経症状を残すもの」に該当する
ものとして支給決定したものである。

4 審査官の判断

(1) 請求人に残存する障害

ア 頸部の機能障害については、頸部の可動制限はあるものの、せき椎の骨折や固定術は認
められず、疼痛によるものと判断する。

イ 頸部の神経症状の程度については、通常の労務に服することはできるが、時には強度の
疼痛のため、ある程度差し支えがあると判断する。

ウ 左肩関節の機能障害については、屈曲／伸展、外転／内転が参考可動域の 2 分の 1 以下

に制限されているものと判断する。

なお、左肩関節の神経症状については、当該障害に通常派生するものと判断する。

(2) 結論

請求人に残存する障害の程度は、頸部の神経症状として、障害等級第 12 級「局部にがん固な神経症状を残すもの」、左肩関節の機能障害として、障害等級第 10 級「1 上肢の 3 大関節中の 1 関節の機能に著しい障害を残すもの」が認められ、これらを併合の方法を用いて併合第 9 級に認定するのが妥当であり、監督署長が請求人に対してした障害等級第 12 級に応ずる障害補償給付を支給する旨の処分は妥当でなく、取り消されなければならない。